

本書の目的

本書は、保育士試験に最も容易に、かつ、確実に合格するために構成されています。このテキストをマスターすれば、最も合理的かつ最短に合格圏に入ることができます。

本書の特色・使い方

① 文章は簡潔に、かつわかりやすくしました。

少ない時間で全範囲を勉強するには、楽に読める必要があります。そのため、本書は、なるべく文章を簡潔に、かつ、わかりやすくしました。

② 図表を多く盛り込みました。

文字ばかりのテキストではなかなか理解が進みません。テキストの内容に合わせた形で、図表があると理解が進むものです。そこで、本書では図表を多く盛り込みました。

③ 試験に出題されるか、否かの重要度を各事項のはじめに明示しました。

試験にあまり出ないところを一生懸命やっても無意味です。そこで、どこに力を入れて学習すべきかを各事項のはじめに、

最重要



重要



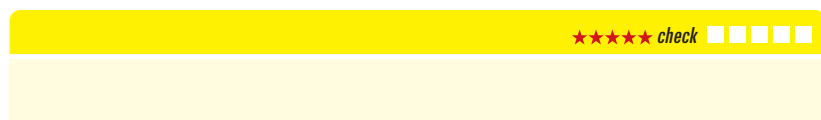
必須



の3段階で示しました。

④ テキスト内の内容にも重要度を示し、確認のためのチェックボックスを設けました。

- 黄色枠で5つ星マークが記してある箇所は、最重要事項です。



- テキストの本文中の必須学習項目は、黄色以外の色枠で囲み、1～4つの星マークで重要度を表しています。

星マーク1～4で重要度を表記

チェックボックス



色枠は学習意欲向上の一助として、カラフルな色使いにしています。



- 必須学習項目に関する参考項目については、同色で下記のように表示しています。

原則

★★★★ check

労働者を使用する事業は、その種類・規模に関係なく労働基準法の適用を受けます。

労働基準法別表1

この場合、「原則」に関する参考項目です。

労働基準法は事業の種類に関係なく適用されますが、労働時間など一部の規定については、事業の種類によって特例が設けられています。そこで、労働基準法は、「別表1」において一定の業種の区分を列挙したうえで、特例の箇所ですべてを引用するという手法をとっています。

- テキスト本文中の**赤字**は「必ず選択対策が必要な語句」、**太字**は「全体の内容を理解するための重要な語句」であることを表しています。
- テキスト右ページ上部には、学習日の記録欄を設けました。学習進捗状況などの確認に役立ててください。



- テキストの各ページの下に「メモ欄」を設けています。理解しづらい箇所に印をつけたり、メモをとったりする際は、メモ欄にすぐに書き込むのではなく、まずは付箋に書いてメモ欄に貼りましょう。この方法で、テキストを汚さずに、気づいたことを一時的に記録します。

次に、学習を進めるうちに不要となった付箋をはがしましょう。付箋をはがすことで学習が進んだことを実感できます。学習が進んでもなお必要な情報をメモ欄に書き込み、自分だけのオリジナルテキストに仕上げていきましょう。

本書の利用により、一人でも多くの方が保育士試験に合格されることを、心より切望します。

フォーサイト 教材開発チーム

本書での学習事項

『保育原理』では、保育所保育に携わるのであれば必ず理解しておく必要がある「**保育所保育指針**」、「**児童福祉法**」のほか、幼児保育の歴史を中心に学びます。

第1章では、社会が担う子育ての責任や子どもの人権の基本的な考え方について学びます。



1 子育ての責任

A
ゾーン

まずは、国が定める法律の中から目指すべき保育観を探っていきましょう。

児童福祉法の理念

★★★★ check

第1条 全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神**にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、**愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立**が図られることその他の**福祉**を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、**児童の年齢及び発達**の程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益**が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 **児童の保護者**は、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任**を負う。

3 **国及び地方公共団体**は、児童の保護者とともに、児童を**心身ともに健やかに育成する責任**を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

〔児童福祉法〕

児童の健やかな育成に努める義務が全ての国民にあることを前提に、子育ての**第一義的責任**は、**父母その他の保護者**にあるとしています。そして、子育ては保護者の責任のみで行うものではなく、**国**や**地方公共団体**の責任と、**児童福祉の必要性**をうたっています。

2 社会全体による子育て

B
ゾーン

1.57ショックからの少子化対策

★★★ check

平成元年（1989年）、**人口動態統計**で、日本の**合計特殊出生率**が**1.57**になりました。合計特殊出生率とは、一人の女性が生涯に産む子どもの数を示し、数値が2.08を下回ると将来的に人口減少をもたらすと言われていました。当時は「**1.57ショック**」と呼ばれ、この頃から**少子化**は**高齢化**とともに日本にとって大変深刻な問題となっていきます。共働き世帯が増えている中で“子育てしやすい環境をどう整備するか”が日本の抱える大きな課題です。

こうした背景から、平成15（2003）年に成立した**次世代育成支援対策推進法**により、子育て環境を整えるための政策がスタートしました。

国の政策としては、平成15（2003）年の「**子ども・子育て応援プラン**」、平成22（2010）年の「**子ども・子育てビジョン**」を経て、平成27（2015）年度からは「**子ども・子育て支援新制度**」が新たにスタートしました。**待機児童**の解消や、**保育サービス**の充実を図りながら、出産や子育てのしやすい社会づくりを推し進めています。



人口動態統計

出生、死亡、婚姻、離婚などによる、ある一定の期間における人口の増減傾向や動きを統計によって調査したもの。施策に反映させるための基礎資料とするため、厚生労働省が毎年行っている。

notes

3 児童の権利を守るために

A
ゾーンnotes 

児童憲章と児童の権利に関する条約

★★★★★ check

子どもたちの**権利**は守られているでしょうか。親の保護がなければ生きられない子どもたちは、我々大人たちに比べ、圧倒的に弱い立場にあります。ともすれば、大人の都合や勝手な思いから養育環境や人生までも決定づけられかねません。

昭和26（1951）年に日本で制定された**児童憲章**では、児童は弱い存在であっても、一人の人間として、あるいは社会の一員として尊重される存在でなくてはならないという内容が示されています。

児童は**人として**尊ばれる。
児童は、**社会の一員として**重んぜられる。
児童は、**よい環境の中で**育てられる。 （『児童憲章』前文）

児童の**権利擁護**は日本だけでなく、全世界共通の課題です。

児童憲章制定の後、世界では1989年に**国際連合**が**児童の権利に関する条約**を採択決定しました。この条約に日本政府が批准したのは1994年のことです。

児童の権利に関する条約第3条第1項と第12条第1項には、以下のように示されています。

第3条

1 児童に関する**すべての措置**をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の**最善の利益**が主として考慮されるものとする。

第12条

1 締約国は、自己の**意見**を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の**年齢**及び**成熟度**に従って相応に考慮されるものとする。

子どもには、**発言の自由**、**表現の自由**があり、常に**最善の利益**を得る権利があります。また保護される立場でありながら、**権利を行使する主体**でもあるのです。

notes 